

市・県民税 の申告は市役所へ

問 市・県民税… 税務課課税係
所得税など… 信濃中野税務署
問 (22) 2111 (内線 225)
答 (22) 3151

市・県民税は、個人の申告に基づき、平成29年中の所得に
対して、平成30年度に課税される税金です。下記の日程で申
告相談を行いますので、お越しく下さい。
※所得税の確定申告書を提出された人は市・県民税の申告は
必要ありません。

◆申告に必要なもの

- ①市・県民税申告書
※平成29年度に市・県民税の申告をした人などに
送付しました。(申告書が届いた全ての方が申告
義務があるとは限りません)
※市役所税務課・豊田支所の窓口で配布しています。
- ②所得が明らかにできるもの(給与や公的年金の
源泉徴収票、報酬などの支払調書)
- ③収入や必要経費を記入した収支内訳書
(営業・農業・不動産所得がある場合)
- ④マイナンバー(個人番号)確認書類と本人確認
書類(運転免許証など)
- ⑤社会保険料などの支払額が分かるもの
(国民年金保険料、生命保険料控除証明書など)
- ⑥医療費控除を受ける人は、医療費の領収書など
- ⑦障害者控除を受ける人は障害者手帳など
- ⑧印鑑
- ⑨申告者の金融機関口座が分かるもの
(還付申告の場合)

◆申告相談日程

期日	2月									3月										
	16	19	20	21	22	23	26	27	28	1	2	5	6	7	8	9	12	13	14	15
	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木
対象地区	中野会場 還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭
	豊田会場 上今井	上今井	豊津	豊津	豊津	永田	永田	永田	※対象地区の指定日以外でも相談は受け付けますが、混雑を 避けるため、できるだけ指定日にお越しください。 ※2月28日(水)からは中野会場のみになります。											

<受付時間> 午前8時30分～午後4時(申告相談の開始は午前9時から)

<相談会場> 中野会場：新庁舎2階 多目的サロンホール
豊田会場：支所2階 大会議室(控室：第2会議室)

チェック
 申告・相談の前に確認を!!

☞ 電話で相談日を予約できます

▼ 予約専用電話 ☎ (38) 1300

▼ 受付期間 2月5日(月)～3月14日
(水)(土・日・祝日を除く)

▼ 受付時間 午前8時30分～午後5
時15分

※予約なしでも相談はできますが、
予約者優先となります。

☞ 事前に集計を済ませてください

「収支内訳書」を提出する人や
「医療費控除」のある人は、必ず事
前に人、医療機関、薬局ごとに集計
を済ませてからお越しください。集
計していない場合、集計後に申告相
談を受けていただくことになりま
す。

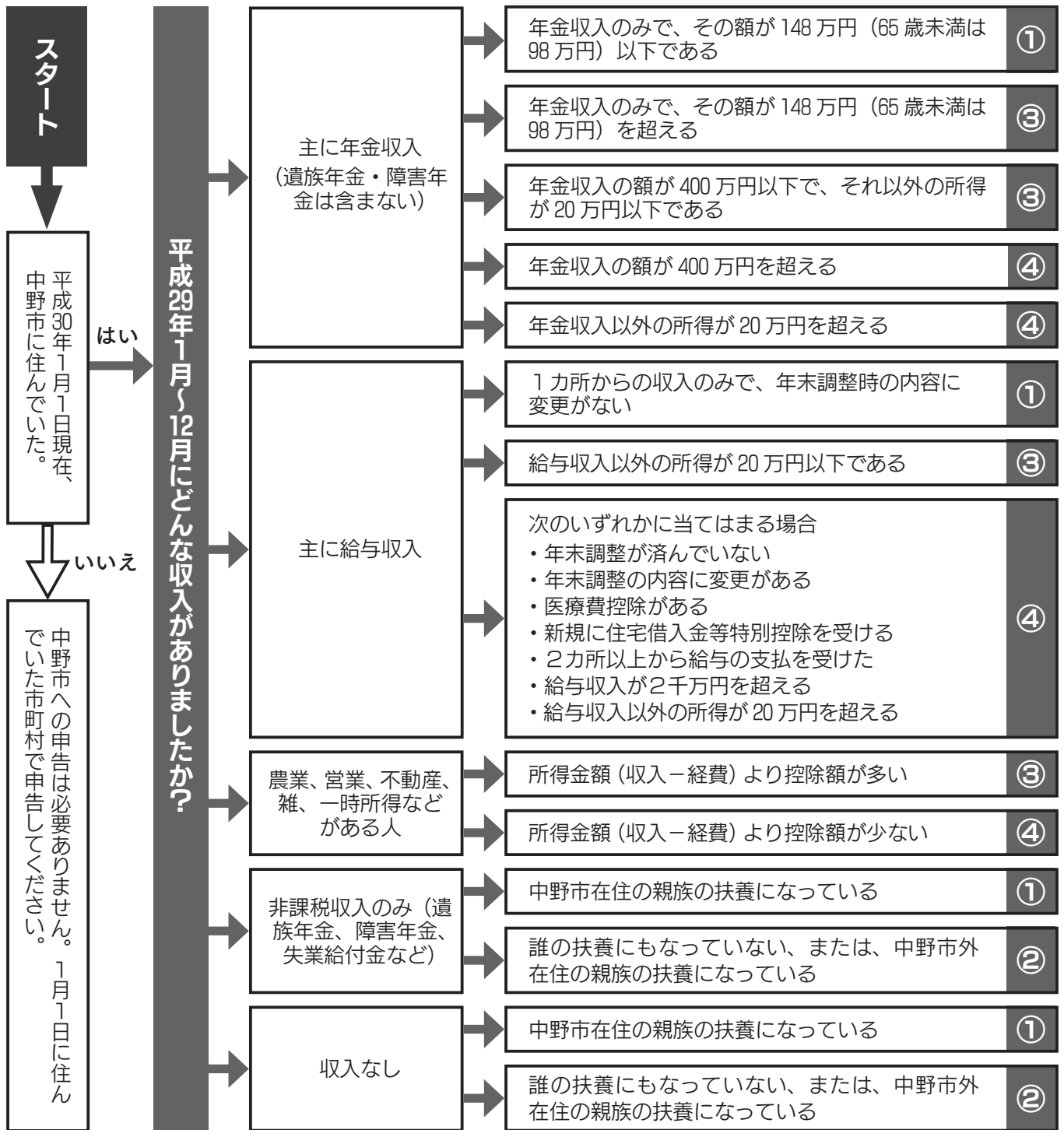
☞ 郵送でも提出できます

3月15日(木)までに、記入した「市
民税・県民税申告書(電話番号を必
ずご記入ください)」や「各種証明
書」などを税務課あてに郵送して
ください。なお、市役所新庁舎総合案
内、豊田支所、北部公民館、西部公
民館、永田窓口サービスステーション
に設置してある投函箱に投函する
こともできます。

※所得税の確定申告書は、信濃中野
税務署に提出してください。

申告は必要？ フローチャートで確認しましょう！

下記の表は簡易に申告の有無を判断するフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。



申告区分	
①	市・県民税の申告、所得税の確定申告の必要はありません ※平成30年度の市・県民税は給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます
②	市・県民税の申告をする必要があります
③	市・県民税の申告をする必要があります ※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
④	所得税の確定申告をする必要があります